

【用語】 邑楽郡川俣村―邑楽郡明和町 定免―過去の収穫高を平均した一定額の年貢を徴収すること 分杭―境界などにたてた杭 御鷹捉飼場―鷹の餌として小鳥、獣を捉えるための禁猟区 伝馬―街道の宿駅にて無賃で公用に供する馬 諸役御免―年貢以外の諸役を免除すること 人馬問屋―陸送の荷物を扱う問屋 立人足―荷物継立て用の人足 助郷―宿駅の人馬が不足した場合に近隣の村から補充の人馬を徴用すること 所働船―水運に転用した作場船や田船のこと 高瀬船―約五〇〇俵積みの底が平たく浅い川舟

【解説】 弘化二年（一八四五）十一月、山形から館林藩六万石の城主で入封した秋元志朝（あきもと）が、嘉永六年（一八五三）田中弘以下七人の家臣に領内村々の詳細な図誌を作成するよう命じて、安政二年（一八五五）五月に完成させたのが封内経界図誌（全四冊）である。

この図誌は、館林の城付領であった四郡五二カ村（邑楽郡四三カ村、山田郡二カ村、新田郡一カ村、勢多郡六カ村）の村ごとの概況が、彩色の絵図と文書をセットに構成されている。一村一枚で描かれた絵図には、方位のほか家・道筋・川・田畑・字境などが色分けされ、小字・面積・家並も記載されており、当時の村全体を概観できる。一方、文書の部分では、村高・反別・年貢高・家数・人数・村境・寺社のほか、助郷等の諸役も記されているため、各村の特色なども知ることができる。ここで取り上げた川俣村の絵図の上部には利根川が描かれ、村の中央部を日光脇往還（館林道）が通っている。川俣村はまた、利根川水運の河岸場としても栄えていたことがうかがえる。なお、この図誌は館林市指定の重要文化財である。